

平成26年度第6回 松伏町子ども・子育て支援審議会 議事録

- 日時 : 平成27年2月5日(木) 午後3時00分～4時30分
- 場所 : 役場本庁舎 201会議室
- 出席委員 : 飯山 吉晴、石井 貞人、井 裕美、鈴木 優、竹田 春美、若盛 清美、
若盛 正城(会長) (7名)
- 議事 : (1) 利用定員の設定について
(2) 保育料(利用者負担)について
(3) 事業計画概要版、資料編について
- 配布資料 : 資料1 各施設ごとの利用定員設定案(みなし確認)
資料2 利用者負担額(保育料)について(案)
資料3 資料編(子ども・子育て支援事業計画)
資料4 子ども・子育て支援事業計画 ダイジェスト版

1 開会

司会 : 只今から、平成26年度第6回松伏町子ども・子育て支援審議会を開会する。
最初に会長に開会のあいさつをお願いしたい。

若盛会長 : 審議会も第6回を迎える。これまで、子ども・子育ての計画、今後の対応を含めて検討いただいた。子ども達の育ちを最優先した計画として進められることになる。

本日、国の子ども・子育て会議に出席してきた。そのなかで、保育所、幼稚園、認定こども園のこれからの教育について、特に財政についての審議があった。認定こども園の費用負担については、公定価格の試算が180人を基準としていたところが、それを上回る大規模な園にも見合う補正が行われることになった。人件費については人事院勧告に沿った区分となっており、松伏町の地区区分は川崎市、越谷市などと同じ区分となっている。市町村の子ども・子育て会議で決めた事業計画に対して国の財政支援が決められることになるので、それに基づいた内容で取り組んでいって欲しいということである。

もうひとつ、来年度以降の事業として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というものがある。地域における住みやすいまちづくりを目指すものだが、子ども・子育て審議会の中で取り組む内容も含まれる可能性があるということをご承知おきいただきたい。

2 議事

- (1) 利用定員の設定について
- (2) 保育料(利用者負担)について
- (3) 事業計画概要版、資料編について

司会 : それでは議事に入る。審議会条例に基づき、議長を会長にお願いしたい。

若盛会長 : まず、(1) 利用定員の設定について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 : 資料1は、昨年12月に各保育園、認定こども園に、新制度で教育・保育施設として給付を受けるための確認をした結果と、本計画の教育・保育の量の見込みと提供体制に基づく、利用定員設定案である。従来、認可定員のみを定めていたが、新制度ではそれに加えて利用定員を町が各施設ごとに定め、給付費を算出することになる。認定こども園については、1号認定と2・3号認定の区分を分けて利用定員と給付費を算出する。みどりの丘こども園は、既存の施設で既に認可を受けている園をひとつにするもので、新たな確認申請は不要であることから、みなし確認による対応となっている。

なお、たから幼稚園については、27年度は認定こども園に移行しないとのことであるため、今回の利用定員の設定案には掲載されていない。

若盛会長 : 審議会は、町内の幼稚園、保育園等の運営、望ましい方向について審議することになっている。行政としては、人数の確認と今後の少子化の進展を考慮して認可していかなければならない。その際、在籍数、園児数がどの程度であるかを根拠に、人数と財政の見通しを立てることになる。そのための手続きであることをご理解いただきたい。

意見や質問はないか。

では、(2) 保育料(利用者負担)について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 : 資料2については、以前、審議会で提示した資料に、若干の訂正があったのでご説明する。この程、国が定めている利用者負担の上限額基準に変更があり、それに基づいた修正を行った。具体的には、(1) 教育標準時間認定の②町民所得割非課税の階層区分の1号認定利用者負担が、9,100円から3,000円に変更されている。⑤所得割課税額211,201円以上の階層区分の1号認定利用者負担については、就園奨励費として町単独の補助があるため、国の基準額から当該分を差し引いた。保育認定については、以前提示した内容に変更はない。

若盛会長 : 個人的には、利用者負担をできるだけ軽減してもらいたいという希望がある。財政的な支援を手厚くして、松伏で子どもを産み、育てたいという親たちに、集まって来てもらいたいと思う。そうしたことを前提にして、町の方では、利用者負担額をこの金額に決めたのだらうと思う。善意に解釈するとだが。これは前倒しの金額が市町村に下りてきているということか。

事務局 : 推定年収290万円までの区分については国の基準である。

若盛会長 : 更に松伏町ではという措置はないのか。

事務局 : 新制度に移行して、財政的な見通しが十分立たない状況にある。国の基準を下回る利用者負担額を設定した場合、町の財政が耐えられるのかどうかの予測ができない。こうした状況から、2号認定については、新制度に移行しても、利用者負担額が増えることのないよう配慮した。これは国の基準より低い金額であり、利用者の負担軽減に配慮したものであると言える。1号認定については、

まず国の基準で実施してみて、町の財政負担、利用者の声、審議会意見を踏まえて、また今後、不断に見直しの機会があるものと考えている。

若盛会長： 今後は、この金額を前提に、来年度実施されるのか。

事務局： 27年度予算については既に固まっていることから、この金額で実施させていただきたいと考えている。

石井委員： 松伏の利用者負担額は国の基準を下回るとのことだが、周辺市町村との比較ではどうか。

事務局： 現状では、松伏町の保育料は高い方でも低い方でもないが、どちらかという若干低いレベル。今後のことについて言うと、地域区分が変更されたことにより施設に支払う給付費が上がるため、利用者負担を上げなければ自治体の負担が増えることになる。このため、現行どおりで行くか、利用者負担額を上げる方針で検討している自治体も多い。27年度は利用者負担の据え置きにより、どのくらい町の負担が増えるのかを見極めることになる。施設に対する給付費の上昇は、施設の処遇改善につながり、それが利用者に対するサービスの質の向上となって還元されるものと期待する。

若盛会長： 政治の世界の問題になるかも知れないが、極力、所得の低い保護者に対する補償を考えていただきたい。町の知名度を上げるために、教育立町、福祉立町という考え方も大切であると思われる。国の基準を上回る重点的な施策、財政負担により、安心して暮らせる、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりをしてもらいたいと思う。

他に、どなたかご意見はありませんか。

では、(3)事業計画概要版、資料編について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局： 前回ご承認いただいた計画本編は、現在、内容について県と協議している段階である。計画は最終的に報告書として製本するが、巻末に挿入する資料編を資料3にまとめたのでご確認いただきたい。また、資料4は計画書から重要な部分を抜粋したダイジェスト版である。多少表現を柔らかく変えている部分はあるが、基本的に本編と同じ内容である。こちらについても、ご確認をいただきたい。ご意見等は、2月末までにお寄せください。

若盛会長： 児童数の見込みはかなりリアルだと思う。転入も勘案してこうなっている。

事務局： コーホート法により、出生、転出、転入を含めた推計を行っている。データを一覽してまず気づくのは、20～30歳代の出産適齢期の女性が少なく、今後が増える兆しがないこと。また、一般的な動態として、子どもが3歳までに住宅取得等で移動するケースが少なくないが、住宅開発もかつての勢いはない。

若い人は町内で働かないので、多くが転出してしまう。町は人口の維持を目標としており、その重点施策として道路整備に取り組んでいる。

若盛会長： 鉄道があればという意見もあるようだが、地元負担は大きく、政治的、社会的な調整も非常に難しいことと思う。他方、「地方創生」という国の方針もあり、松伏町はこうしたいという前例にとらわれない発想、強い希望があれば、国の

支援を受けることも不可能ではない。子ども・子育て審議会はそうした取り組みが可能な組織である。

他に、どなたかご意見がなければ、議事については以上で終了する。

3 その他

事務局：前回、認可外保育事業所として事業所内保育所の認可の見込みがある件をご報告したが、今回は準備が整わないため見送りの意向であることを報告する。今後、申請があった際には、改めて審議会に報告する。

今年度の審議会は今回が最後となる。平成27年度は5回ほどの開催を予定しているが、緊急に審議が必要な案件がない限り、現委員の任期である8月1日までの開催予定はない。また、新年度を迎え、委員に異動が生じることも考えられるが、特段の必要がない限り、任期までに委員の改選を行う予定もない。

4月1日から始まる子ども子育ての新制度に向け、計画策定にご尽力いただいたことに感謝申し上げます。

若盛会長：確認だが、8月まで任期があるということだが、審議が必要な案件があった場合には審議会が開催され、現委員が招集されることもあるということなのか。

事務局：そのとおり。招集は可能だが、この審議会は町長の諮問によるものであることから、基本的には町長の諮問があった場合、それに応じて審議会を招集する可能性があるということになる。

若盛会長：他にご意見はないか。

飯山副会長：余談だが、現在、松伏には鉄道を引くことはできないが、鉄道が通る自治体との市町村合併も、将来的には考えられるかも知れない。そのような場合、この子ども・子育て審議会のような、町全体のことを審議できる場で、近隣市町村との連携について話し合うこともできるのではないかと思った。合併して大きな自治体になることが必ずしもよいとは言えないが、もしその方向に進むのであれば、情報を提供したり気運を高める活動も必要になる。

若盛会長：それを可能とするのなら、行政とリンクした組織を立ち上げるよりないかも知れない。～する会というような民間組織で活動するケースもあるが、気運を盛り上げるだけでなく、責任の所在、行政との連携も必要になる。

飯山副会長：鉄道がある近隣市では、待機児童が解消できていないところもある。そのような自治体が松伏町と連携して、地域差の解消に結びつけることができるとよいのではないかと思う。

若盛会長：住民の声として強い要望があるのであれば、そのような方向も考えられるということだろう。ただ、よその地区がこうだからというのでは説得力が弱い。町としてこうありたいというものを形づくる姿勢が必要だと思われる。

若盛（清）委員：審議会委員になって、町の実態がはっきりと見えてきた。子どもが減ることを切実な問題として感じる。何か早急に手だてを打たなければならない。今後は、町内にも利用定員に満たない園が出てくる可能性がある。待機児童が

多い市が近隣にあるが、ひとつの市の問題としてではなく、近隣の自治体が連携して、待機児童の解消に取り組むことも考えられるのではないか。保育所というハードを増やすだけでは、いずれはこの市でも保育所が余ってしまうことになりかねない。しかし、近隣市で保育所を利用できずに、やむを得ず認可外の小規模保育所を利用している保護者は、3歳になればそこを利用できなくなるのだから、もう今から来年のことを不安に感じている。今は法的、制度的な制約があるが、そのような問題も近隣市が連携して、皆で考えられるようになると思う。

事務局：現状では、自治体単位でなければ、待機児童を把握することができない。考え方としては、近隣5市1町の広域圏を特例で扱うことができれば、ご提案のような対応が可能になるのかも知れない。なお、待機児童の把握は、制度上、4月と10月に数値を出すことになっている。その時点では松伏町には待機児童はいない。しかし、それ以外の月で保育所に入れずに待ってもらうケースが全くないわけではないので、町としては町民を最優先に対応する必要があると感じている。そのため、町外に住んでいる方については、町内に勤めている方がいる場合という条件を付けて、市町村間での協議に応じている。

4 閉会

司会：それでは、副会長から閉会のあいさつをいただきたい。

飯山副会長：平成25年8月2日に町長の諮問があり、約2年間活動してきた。任期は8月1日までであるが、事実上、今回の審議会終了となる。この間、皆さんと様々な話ができ、非常に有意義であったと感じている。会長をはじめ、委員の皆様のご尽力に感謝する。ありがとうございました。